

令和8年9月吉日

お客さま各位

枚方信用金庫

「でんさいサービス利用規定」の改正について

平素より枚方信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、でんさいネットにおける利用資格の変更および決済口座の変更に伴い、「でんさいサービス利用規定」を改正させていただきますのでお知らせします。

なお、改正後の規定は、現在お取引いただいているお客さまに対しても適用されますのであらかじめご了承ください。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正日
令和8年9月24日(木)
2. 主な改正内容
 - ・債権者利用特約、保証利用特約の利用資格の変更。
 - ・債務者利用・債権者利用にかかわらず、当座預金または普通預金を決済口座として利用できるよう変更。

以上

「でんさいサービス利用規定」
新旧対照表

改正後	改正前
第2条(利用資格) 条文省略 1. 債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合 (1)当金庫の営業地区内に事業所、住所または居宅を有すること (2)手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと <u>2. 債権者利用限定特約により利用される場合</u> <u>(1)当金庫の営業地区内に事業所、住所または居宅を有すること</u> <u>3. 保証利用限定特約により利用される場合</u> <u>(1)当金庫の営業地区内に事業所、住所または居宅を有すること</u> <u>(2)手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと</u>	第2条(利用資格) 条文省略 1. 債務者(債権者、電子記録保証人としても利用が可能)として利用される場合 (1)当金庫の営業地区内に事業所、住所または居宅を有すること (2)手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと (追加) 2. 保証利用限定特約により利用される場合 <u>(1)手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと</u> <u>(2)申込人が個人の場合、法人代表者および実質的に経営に関与している者に限定する(役員等)</u>
第15条(決済口座) 2.当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座<u>とさせていただけます。</u>	第15条(決済口座) 2.当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただけます。</u>